

柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託に係る質問回答書（B社）

平成30年5月16日

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
1	公募プロポーザル実施要領	第1章 2(2)	「市民の要請」とありますが、日常維持管理および住民対応は今回の業務に含まれていないため、具体的に要請が必要となる事象をお示しください。	「市民の要請」とは、市民の情報提供により何らかの対応を求めていることを指し、具体的な要請事象としては、道路陥没や管路等閉塞事故などの初動対応を想定しております。
2	公募プロポーザル実施要領	第1章 2(2)	事務所として篠籠田貯留場を無償貸与できるとありますが、そこにある什器備品も無償で使用可能との認識でよろしいでしょうか。	場所の提供のみを予定しておりますが、別途協議に応じます。
3	公募プロポーザル実施要領	第1章 2(2)	「本市及び市民などの要請があったときに、その対象場所に概ね1時間以内に到着できる場所に業務事務所を構えることができるものとする」とありますが、2箇所以上の事務所を構えないといけない可能性もあるということでしょうか	篠籠田貯留場対象場所は概ね1時間以内に到着することが可能です。2箇所目については受託者の任意提案になります。
4	公募プロポーザル実施要領	第1章 5(1)	本業務は改築業務が主体ですが、指標の対象となるのは改築対象の路線のみという考えでよろしいでしょうか。 (それ以外の路線では調査のみとなり、指標を向上させることが困難と想定するため)	本業務で対象となる全ての管路施設を対象とします。
5	公募プロポーザル実施要領	第2章 6(7) 1)	市が企画技術提案書を公表・開示する場合、作成者に対して、その旨を通知し開示内容等に関する確認はあるのでしょうか。	公表・開示を行う場合は、作成者に対して確認をとります。
6	公募プロポーザル実施要領	第7章 1(2)	参加表明時の提出書類の正副以外の11部は、受託者を特定できる固有名詞などの部分をマスキングするというのでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
7	公募プロポーザル実施要領	第7章 1 (2)	参加表明時の提出書類の正・副を除く 11 部についても添付書類の添付が必要でしょうか。(それ以外の 11 部は受託者を特定できる表現を用いないとありますが、当該書類には固有名詞が各所に現れるため。)	添付をお願い致します。
8	公募プロポーザル実施要領	第7章 3 (2)	【様式 8】(企画技術提案書提出届)について 1 部提出、企画技術提案書については 13 部提出とありますが、配置予定技術者調書(【様式 9】)における提出部数の記載がないため、ご提示願います。	13 部提出(正本1部、副本1部、それ以外11部)願います。 【様式 9】及び企画技術提案書については 13 部(正本1部、副本1部、それ以外11部)とする。
9	公募プロポーザル実施要領	第7章 1 (1)	「企画技術提案書の電子データは、Microsoft Word 又は Excel 形式を基本とする」とあるが、各種ソフトのバージョンは Office2003 以降であればよろしいでしょうか。	Office2003 以降であれば、差し支えありません。
10	要求水準書	第 1 章 1.16	関連業務について、通常必要とされる他業者との連絡調整の認識で問題ないでしょうか	お見込みのとおりです。
11	要求水準書	第 1 章 1.19	市の執務室に受託者用の机等を準備していただけると理解してよろしいでしょうか。それともこちらで準備する必要がありますでしょうか。	本市職員と共用になりますが本市で準備いたします。
12	要求水準書	第 3 章 3.1	市が指定するデータの形式とはどのようなものか、ご教示頂けますでしょうか。	契約後に協議しますが、特別なデータ形式を求めるものではありません。
13	要求水準書	第 3 章 3.2	セルフモニタリングを再委託することは可能でしょうか。	契約後の協議によります。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
14	要求水準書	第 3 章 3.5 3.5.2 (1) 1.	巡視点検における異常(地表変化、陥没)は受託者にて判断してよろしいでしょうか。もしくは市の判断基準が御座います場合はご提示をお願いいたします。	要求水準書 P.47 から P.49 を参考に、受託者にてご判断下さい。
15	要求水準書	第 3 章 3.5 3.5.2 (1) 4.	酸素及び硫化水素濃度等の測定は必要に応じてありますが、受託者の判断で実施してよろしいでしょうか。	各種法令等を踏まえ、適切にご判断ください。
16	要求水準書	第 3 章 3.5 3.5.2 5.	本市の指示する事項とありますが、想定されている「指示する事項」について事前表記頂けますでしょうか。	各種業務を実施する際、関係機関との調整や周辺住民への事前周知の徹底等。
17	要求水準書	第 3 章 3.5 3.5.3	管渠と人孔を対象とされておりますが、p.39 には「計画的改築業務の対象は・・・本線管渠とする」との記載があり、人孔の記載がありません。人孔の扱いについてご教示ください。なお p.12 の計画的改築業務には「管更生」のみ記載されております。	<p>管渠と人孔が改築対象となります。</p> <p>別紙2で示した「改築対象人孔一覧」を改築対象とします。</p> <p>要求水準書 P.12 について、標記を下記のとおり修正します。</p> <p>「本市が別途貸与する緊急度の判定結果から、管路については「改築」、人孔については「改築(更生工法)」が対策手法として選定された箇所について、管路については管1スパン単位で、人孔については人孔1基単位で提案のうえ、改築工事を実施する。」</p> <p>要求水準書 P.39 について、標記を下記の通り修正します。</p> <p>計画的改築業務の対象は、下表に示す処理分区及び排水分区の本線管路及び人孔とする。なお、具体的な実施箇所及び実施数量は、貸与資料「平成 28 年度・平成 29 年度改築対策判定報告書」により、管路については「改築」、人孔については「改築(更生工法)」が対策手法として選定されたものについて行う。</p>

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
18	要求水準書	第 3 章 3.5 3.5.3 (2) 1)	2.改築の適用工法にて管きょについては準拠書籍として「ガイドライン」が記載されておりますが、人孔における準拠書籍が記載されていないため、ご提示をお願いいたします。	マンホールの改築方法により、主に以下に記されている管きょ等の基準、方針等を参考としてください。 ①「下水道維持管理指針2014」((公社)日本下水道協会) ②「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)－2017年度版－」((公社)日本下水道協会) ③「下水道施設の耐震対策指針と解説－2014 年版－」((公社)日本下水道協会) 試験方法については、主に以下の規格を参照してください。 ①「下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール(JSWAS A-11)(2005)」((社)日本下水道協会) ②「下水道用硬質塩化ビニル管(JSWAS K-1)(2010)」((社)日本下水道協会) ③「下水道用強化プラスチック複合管(JSWAS K-2)(2013)」((公社)日本下水道協会) ④「下水道内挿用強化プラスチック複合管(JSWAS K-16)(2013)」((公社)日本下水道協会)
19	要求水準書	第 3 章 3.5 3.5.3 (2) 8.	調査時に土砂等堆積物が認められた場合、撤去費用は市側で負担頂くと理解してよろしいでしょうか。	清掃及び浚渫は管路内目視調査(小口径)の調査費費用に含まれております。(要求水準書 P.17 参照) なお、運搬・処分については、本委託には含まれていないので、別途対応します。なお、処分量は要求水準書 P.38 の※2 番の記載のとおりとします。
20	要求水準書	第 3 章 3.5 3.5.4	「・・・住民及び財政部局、並びに議会及び・・・意見徴収を行うなど・・・」とありますが以下のように理解して問題ないでしょうか。	意見徴収:委託者側での実施 方策の検討:委託者と受託者側での実施

		(2)1. ⑧	意見徴収:委託者側での実施	説明資料作成:委託者と受託者側での実施
番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
20	要求水準書	第 3 章 3.5 3.5.4 (2)1. ⑧	方策の検討:受託者側での実施 説明資料作成:受託者側での実施	
21	要求水準書	第 3 章 3.7	モニタリングは、改築業務が始まってからの開始でよろしいでしょうか。 予防保全の効果を初年度から発現させるのは困難と想定され、4年間での成果を評価することが重要と考えますが、その点を考慮していただくことは可能でしょうか。	モニタリングは事業開始当初から行います。ご指摘のとおり、予防保全効果が発現するまでに時間がかかりますので、評価は 4年間を通じて行うこととなります。
22	要求水準書	別 紙 1 1.3	人孔の改築(更生)数量について記載されていないようですので、数量のご提示をお願いいたします。	別紙2参照
23	要求水準書	別 紙 1 1.4	表-3 アクション目標にて※2 に注釈頂いておりますが、今回は日常維持管理および住民対応を実施するものではありませんので、業務の質や人員の技術向上のための企業体内での研修等と理解してよろしいでしょうか。	道路陥没や管路等閉塞事故などが生じた場合、安全確保のための初動対応等が必要となることから、企画技術提案において緊急時対応の迅速性を求めています。
24	要求水準書	別 紙 9 (1)	初年度から正しい業務を行ったとしても管路の状況がすぐに改善されるとは考えにくいと想定されます。管路は刻々と老朽化しており、指標の達成は容易ではないと考えられますが、モニタリングでそういった点は考慮いただけるのでしょうか。	アウトカム指標の達成は当然に評価項目の一つとしておりますが、業務の実施プロセスや履行状況等も含めたモニタリングの実施を通じて、全体評価を行っていきます。
25	基本契約書(案)	第 5 条 2 項	第 5 条 2 項に保証金額は委託料総額の 10 分の 1 とありますが、計画的改築業務にかかる委託料総額の 10 分の 1 ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。 基本契約書(案)P.6 第5条第2項・第4項、P.23 第51条について、標記を下記の通り修正します。

				・・・頭書記載の <u>計画的改築業務に係る委託料総額の10分の1</u> 以上・・・
番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
26	基本契約書(案)	第11条	保険の内容を事前に確認するとありますが、時期としてはいつ頃を予定しているのでしょうか。	業務着手までの期間としますが、時期は契約後に協議致します。
27	基本契約書(案)	第11条	「受託者賠償責任保険」とは一般的に倉庫業者、各種展示会の主催者、手荷物預かり所等、他人の物を預かる事業者が預かりものを損壊・紛失したり、盗取・詐取されたりした場合に、預け主等その預かり物の正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任を補償する保険を指し、こちらは対物事故のみを補償する保険になります。保険会社に確認したところ、工事業者が仕事の遂行等に起因して生じた対人・対物事故について負担する法律上の損害賠償責任を補償する「請負賠償責任保険」、施設の欠陥や施設の内外で行われる仕事の遂行に起因して生じた対人・対物事故について施設の所有者・管理者が負担する法律上の損害賠償責任を補償する「施設賠償責任保険」があり、「別紙1リスク分担表」の第三者賠償リスク欄を拝見する限り「請負賠償責任保険」または「施設賠償責任保険」が必要なものと考えられますが、加入が義務付けられる必要な補償についてご確認させてください。(受託者賠償責任保険の加入さえあれば要件を充足するのか、それとも別の保険に加入する必要があるのかご確認できればと思います)	今回の業務で加入を義務付けている補償の内容は、工事業者が仕事の遂行等に起因して生じた対人・対物事故についての負担と工事現場における不測かつ突発的な事故によって、保険の目的(本工事およびこれに付随する仮工事、工事用の材料および仮設材、仮設建物)に生じた損害が対象となります。施設管理者に加入が求められる「施設賠償責任保険」については、本市で加入しており、リスク分担表では「上記以外の要因(事由)による第三者へ与えた損害」に該当します。このため、加入を義務付けている保険については、ご質問者様の保険の呼称を拝借すれば、「請負賠償責任保険」と「土木工事保険」となります。

28	基本契約書(案)	第 11 条	「土木工事保険」については「計画的改築業務」に伴う工事を対象とする保険の加入が必要という理解で問題がないかご確認させてください。	お見込みのとおりです。
番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
29	基本契約書(案)	第 11 条	「賠償責任保険」、「土木工事保険」共に、共同企業体を契約者とする保険の加入が必要となりますでしょうか。例えば土木工事保険については、共同企業体が契約者とならず、共同企業体の構成員(実際の施工業者)を保険契約者とし、加入条件である「生じた損害と同等額を補償する契約」について提出することで問題がないかご確認させてください。	差し支えありません。
30	基本契約書(案)	第 31 条	第三者によるモニタリングとありますが、第三者とはどのような組織を想定されているのでしょうか。	平成 30 年度は、「公益財団法人 日本下水道新技術機構」を予定しております。
31	基本契約書(案)	第 46 条	4(2)一般的に適用される法令変更の場合は受託者が負担とありますが、受託者負担とする理由をご教示頂けますでしょうか。	「本業務のみではなく、広く一般に適用される法令等の変更」の場合には、当該法令等の変更は当然に事業期間中ありうることを前提に契約金額の中で対応いただくことが一般的な契約の前提となっていることから、受託者負担としております。
32	基本契約書(案)	第 49 条	委託者の許可を受けて、受託者が設備や備品(トイレや空調等)を改良した場合も現状復旧が必要と理解してよろしいでしょうか。	別途、協議致します。
33	基本契約書(案)	別紙 1 リスク分担表	予算等に係る議会リスクについて、受託者にも○がついていますが、受託者では負担が困難と考えます。	第 23 条第 2 項のケースのように委託料の増額変更が生じた際、場合によっては年度協定額を超え、予算措置の対応が確保できず業務量で対応することを市側で決定でき、このような事象を受託者のリスクとして想定しております。

34	基本契約書(案)	別紙 1 リスク分担保表	受託業務範囲において想定される住民からの苦情事例をご教示頂けますでしょうか。	改築工事や調査業務等による騒音、振動、臭気、住民への事前周知不足等が考えられます。
番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
35	モニタリング基本計画	第 3 章 3.3 3.3.2 (1) 2)	ボーナスポイント付与の基準とはどのようなものでしょうか。 ペナルティについては詳しく記載されております。 リスクとインセンティブのバランスの観点を考慮し、ボーナスポイントについても付与基準について明記していただきたいと考えます。	契約後の協議により決定いたします。
36	モニタリング手順書	1. 1.1 1.1.4.	例として木根管理に関する住民への PR を挙げられておりますが、根を管理することは難しく、逆に苦情を受ける可能性があるため、これ以外の項目を定めることは可能でしょうか。	差し支えありません。
37	様式集	様式 3-2 2.表	プロポーザル参加表明(共同企業体用)『商業登記簿謄本(登記事項証明書 原紙)』について、他記述(「公募型プロポーザル実施要領」p30)では、写しで可とありますが、どちらの内容に従えばよろしいでしょうか。	写しでお願い致します。 様式 3-2 商業登記簿謄本(登記事項証明書 原本写し)
38	様式集	様式 3-2 2.	②の文言が抜けておりますので、ここに入るべき文章をご提示ください。	②に入る文章はございません。③以降の番号は全て一つずつ繰り上がります。